

運転免許の自主返納を考えてみませんか？



運転に自信なくなった・・・
家族から「運転が心配」と言われた・・・

運転免許証を自主返納した方に、
市内の公共交通機関の回数券
又は乗車券を交付します。



【交付対象者】

○市内に居住し、令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方

※運転免許が失効した方は対象となりません。

【申請に必要なもの】

①	<p>「申請による運転免許の取消通知書」</p> <p>以下の書類は取得していればお持ちください</p> <p>「運転経歴証明書」（警察署で発行したもの）</p> <p>「運転免許経歴証明書」（自動車安全運転センターで発行したもの）</p> <p>※「取り消しを受けた運転免許証」は、裏面に取消通知日が記載されているもの限り、上記書類に代わり、ご提出いただくことが可能です。</p>	
②	<p>申請者の本人確認ができる書類の写し (健康保険証、個人番号カードなど)</p>	
③	<p>代理人が申請する場合は対象者の同意、委任状 (申請書内記載あり)</p>	

※郵送による申請はできません。

【交付内容】

○次の①～⑤の回数券又は乗車券を自由に組み合わせて、
最大で 6,000 円分 を 1 回限り 交付します。

	ご利用可能な市内の公共交通機関名及び券種	1セットの金額	内 容
①	久喜市市内循環バス回数券	2,000 円	200 円 × 11 枚
②	久喜市デマンド交通（くきまる）回数券	2,500 円	250 円 × 11 枚
③	朝日バス乗車券	3,000 円	100 円 × 20 枚 50 円 × 15 枚 10 円 × 25 枚
④	大和観光バス回数券	1,500 円	150 円 × 11 枚
⑤	中田観光バス回数券	1,550 円	160 円 × 11 枚

- ※1 ③、④、⑤は、市内を発着する路線に限ります。
- ※2 回数券・乗車券は、本人のみ使用することができます。
- ※3 回数券・乗車券は、譲渡、払戻し、交換、換金等はありません。
- ※4 回数券・乗車券は、他社では使用することができません。
- ※5 回数券・乗車券と現金の併用は可能です。
- ※6 デマンド交通（くきまる）を初めて利用する方は、利用登録申請が必要です。

【申請場所】

- 久喜市役所 交通住宅課 ☎ 0480-22-1111（内線 2635）
- 菑蒲行政センター ☎ 0480-85-1111（内線 254）
- 栗橋行政センター ☎ 0480-53-1111（内線 324）
- 鷲宮行政センター ☎ 0480-58-1111（内線 110）

※回数券又は乗車券を当日速やかにお渡しするため、お手続きをする前に、電話で在庫状況をご確認ください。

※「運転経歴証明書」は本人確認書類として使用できるだけでなく、提示することで、埼玉県のシルバー・サポーター制度協賛事業所でさまざまな特典を受けることができます。

●「シルバー・サポーター制度」に関するお問い合わせ

埼玉県警察本部 交通総務課 電話048-832-0110 (代)5056・5058